2．基準料率

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その１　６０か月～３２か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車					40,040	39,120	38,180	37,240	36,300	35,360
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車					18,380	18,020	17,660	17,290	16,930	16,560
軽自動車	検査対象車				37,780	36,920	36,040	35,160	34,280	33,400
	検査対象外車		28,060	23,560		18,970				
原動機付自転車			17,330	14,890		12,410				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車					11,160	10,990	10,820	10,640	10,470	10,300
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	b 小型二輪自動車				23,270	22,790	22,290	21,800	21,300	20,810
	c 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車	34,270	28,580		22,770				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			4,770	4,740		4,720				

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるＡ、Ｂ、Ｃ及びＤはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その２　３１か月～２４か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	24か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車			34,420	33,480	32,540	31,600	30,660	29,720	28,780	27,840
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの							97,930	94,300
		最大積載量が２トン以下のもの							66,500	64,100
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの							68,720	66,220
		最大積載量が２トン以下のもの							44,640	43,090
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用								56,760	54,730
	自家用								30,690	29,680
小型二輪自動車			16,200	15,830	15,470	15,100	14,740	14,370	14,010	13,640
軽自動車	検査対象車		32,520	31,640	30,760	29,880	29,000	28,120	27,240	26,370
	検査対象外車									14,290
原動機付自転車										9,870
大型特殊自動車及び小型特殊自動車									11,720	11,440
緊急自動車			10,120	9,950	9,780	9,600	9,430	9,260	9,080	8,910
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車								10,100	9,890
	(ロ) 教習用自動車								10,100	9,890
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								36,120	34,900
	b 小型二輪自動車		20,310	19,820	19,320	18,830	18,330	17,840	17,350	16,850
	c 軽自動車	検査対象車							17,350	16,850
		検査対象外車								16,850
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車									4,650	4,650
検査対象外被けん引軽自動車										4,690

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるＡ、Ｂ、Ｃ及びＤはそれぞれ別表の区分による。